

平成28年第2回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

平成28年4月26日 開会

平成28年4月26日 閉会

奈井江町議会

平成28年第2回奈井江町議会臨時会

平成28年4月26日（火曜日）

午前9時58分開会

○ 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 特別行政報告
- 第 4 議案第1号 平成27年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求める事について
- 第 5 議案第2号 平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める事について
- 第 6 議案第3号 平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第4号 平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第5号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第6号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第9号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第7号 奈井江町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第8号 奈井江町家庭的保育事業等の設備及びの運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町 長 北 良 治

副	町	長	相	澤	公
教	育	長	萬	博	文
会	計	者	篠	田	美
ふるさと	振興	参事	碓	井	直
まちづくり	課	長	馬	場	和
くらしと	財務	課長	小	澤	克
おもいやり	課	長	松	本	正
ふるさと	商工	課長	横	山	誠
ふるさと	創生	課長	石	塚	俊
ふるさと	農政	課長	辻	脇	泰
まちなみ	課	長	大	津	一
健康ふれあい	課	長	小	澤	敏
やすらぎの家	施設	長	表		久
教	育	次	山	崎	静
代	表	監	中	野	浩
査	委	員			二

○欠席した者の氏名（0名）

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	岩	口	茂
議	会	庶	務	係	長	東	藤	美妃代

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員9名で、定足数に達していますので、平成28年奈井江町議会第2回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番石川議員、5番三浦議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 特別行政報告

(9時59分)

●議長

日程第3、特別行政報告を行います。

特別行政報告の申し出が町長よりありましたので、許可致します。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

臨時会大変ご苦労さまでございます。

それでは、特別行政報告を申し上げたいと思いますが、熊本地方の災害支援についてでございますが、平成28年4月14日、21時26分頃、熊本地方でマグニチュード6.5、最大震度7.3だと思っておりますが、大規模な地震が発生致しまして、熊本県、大分県などを中心に広範囲で死傷者や家屋の倒壊、火災、土砂災害などの被害が多数確認されまして、今なお870回を超える余震が続いているところでございます。

被災された方々に、心からご冥福とお見舞いを申し上げますと共に、一日も早く続発しております地震が収まってほしいと願ってやまないところでございます。

さて、奈井江町におきましては、4月18日に、「熊本地震支援対策本部」を立ち上げてまして、震源地と致しまして「益城町(ましきまち)」に対し、新すながわ農協の協力を得て、奈井江産「ゆめぴりか」20俵を無洗米にして、4月22日に発送させて頂きました。

併せて、同日、社会福祉協議会を窓口と致しまして、共同募金会と日本赤十字社の義援金窓口と致しまして、みなクルを始めとする公共施設や商工会、企業の協力によりまして募金箱を設置致しまして、受付を開始したところでございます。

また、奈井江商業高等学校の生徒会は、自分たちにできることを自ら考え、明日の16時から30分間、Aコープないえ店前で、街頭募金活動を行いまして、日本赤十字社を通じて、義援金を送る取り組みを行うと聞いているところでございますので、議会の皆様、町民の皆様にもご協力を申し上げておきたいと思っております。

最後に、熊本地震や東日本大震災などの地震災害を教訓に致しまして、町の耐震の強化見直しをしなければならない施設もあると考えるところでございまして、今後十分に町民の皆様と相談し、意見を伺いながら取り組んで参りたいと思っております。

以上で、特別行政報告と致します。

●議長

特別行政報告を終わります。

日程第4 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時02分)

●議長

日程第4、議案第1号「平成27年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

臨時会出席大変お疲れさまです。

私の方から補正予算の概要について説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

1頁をご覧下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記と致しまして、1、専決事項であります。平成27年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)であります。

平成27年度奈井江町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ899万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,272万4千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

2、専決処分の日は、平成28年3月31日であります。

平成28年4月26日提出、奈井江町長。

次頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。

2款地方譲与税293万8千円を追加し4,793万8千円、3款利子割交付金27万8千円を減額し82万2千円、4款配当割交付金54万7千円を追加し164万7千円、5款株式等譲渡所得割交付金87万2千円を追加し137万2千円、6款地方消費税交付金1,701万3千円を追加し1億2,861万3千円、7款ゴルフ場利用税交付金81万8千円を追加し601万8千円、8款自動車取得税交付金32万円を減額し708万円、10款地方交付税2,567万円を追加し23億2,929万3千円、11款交通安全対策特別交付金28万1千円を追加し53万1千円、14款国庫支出金3,276万9千円を追加し3億467万1千円、15款道支出金3,713万7千円を減額し4億1,923万9千円、17款寄附金166万円を追加し2,962万4千円、18款繰入金3,584万1千円を減額し1億5,648万8千円、歳入合計では899万2千円を追加し49億8,272万4千円とするものであります。

歳出でございます。

2款総務費4,612万9千円を追加し4億6,168万8千円、6款農林水産業費3,713万7千円を減額し2億8,494万6千円、歳出合計ですが899万2千円を追加し49億8,272万4千円です。

第2表、繰越明許費であります。

第2款総務費、第1項、総務管理費で地方創生加速化交付金事業として3,446万9千円でございます。

それでは、補正予算の概要について説明を致しますが、今回の補正につきましては、地方創生加速化交付金の決定に伴う関連予算の追加計上、地方譲与税、地方交付税等々の収入の確定、ふるさと応援寄附金の充当事業の財源振替によるものが主なものでありまして、地方譲与税等の最終の決定がありました3月31日付けで専決処分を行ったものでございます。

それでは、歳出より説明致しますので、9頁をお開き下さい。

総務費、総務管理費の一般管理費では、地方創生加速化交付金事業に要する経費として、奈井江版CCRC構想の基本計画の策定、中空知定住自立圏「しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援」事業委託料で1,376万9千円を追加計上。

病院内のサービス付高齢者向け住宅に設置する地域交流拠点に対する病院事業会計への繰出金で2,070万円を追加計上致しております。

総務費、総務管理費の地域振興基金では、ご寄附による積立金で166万円を追加計上しております。

10頁をお開き下さい。

民生費、社会福祉費から、12頁の教育費、保健体育費で、平成27年度中に受けた、ふるさと応援寄附金2,548万円を、寄附金条例の規定に基づき、議会資料2に記載をしてございますが、用途の指定のあった各事業の財源の振り替えを行ってございます。

なお、10頁下段、農林水産業費、農業費の農業振興費では、国の補正予算関連事業として、3月補正で追加をした、担い手確保・経営強化支援事業補助金について、事業の不採択によりまして3,713万7千円を減額計上しております。

続きまして、歳入について説明致しますので、5頁をお開き下さい。

7頁に渡ります9つの款、特別交付税の確定等々に伴う譲与税、交付金等々において4,754万1千円を追加計上しているところでございます。

国庫支出金では、地方創生加速化交付金等々の決定により3,276万9千円を追加計上。

道支出金では、担い手確保・経営強化支援事業補助金3,713万7千円を減額計上です。

8頁ですが、寄附金では、山口徳子様ほか2名の方々、ふるさと応援寄附金では、森川伸一様ほか94名の方々にご寄附を頂き、166万円を追加計上致しております。

繰入金、基金繰入金の地域振興基金繰入金では、ふるさと応援寄附金等の充当による繰入で2,548万円を追加計上しております。

以上におけます歳入歳出の差7,132万1千円につきましては、歳出予算9頁、総務費、総務管理費の下段に記載をしておりますが、役場庁舎整備基金に1千万円の積立

てを行ったほか、歳入予算8頁、財政調整基金繰入金を6,132万1千円減額計上し、収支の均衡を図っているところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時12分)

●議長

日程第5、議案第2号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の13頁をお開き下さい。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

記として、専決事項、平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）であります。

平成28年度奈井江町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ679万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,679万4千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の年月日は、平成28年4月12日であります。

平成28年4月26日提出、奈井江町長。

次頁をご覧下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。

18款繰入金679万4千円を追加し3億2,734万9千円、歳入合計679万4千円を追加し47億8,679万4千円です。

歳出であります。7款商工費679万4千円を追加し9,250万円、歳出合計679万4千円を追加し47億8,679万4千円あります。

それでは、概要について説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、温泉施設における基幹的設備の緊急修繕を行うものであり、4月12日付けでの専決処分を行ったものであります。

歳出について説明を致しますので、15頁をお開き下さい。

商工費の観光費では、観光振興に要する経費として、温泉施設のろ過機の取換え、及び業務用冷凍庫の改修のため、修繕料679万4千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差679万4千円につきましては、歳入の財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番森岡議員。

●6番

只今、専決処分ということで、28年度の一般会計の補正予算の説明がありました。

それで、これ政策的経費でありますから、本来であれば、専決ではなくて、きちっと議会に提案して欲しかったなという思いがあるんですが、緊急性があるということで、これは町長の執行権の範囲の中で判断をされて、今回、このような処分をしたというこ

とでありますけれども、その専決処分の、今、中身について、副町長から説明がありましたけれども、緊急性はあったということは理解しますけれども、いつ、どういう話が町にあって、町としてどのような協議をして、最終的にはこれ12日ですか、専決処分をするという方針を決めたのかということにつきまして、詳細な説明をお願いを申し上げます。

●議長

ふるさと商工課長。

●ふるさと商工課長

只今の森岡議員のご質問にお答えしたいと思います。どのような経緯で専決処分の判断をしたのかということかと存じます。

今回の専決処分につきましては、濾過機と業務用冷凍庫の修繕でありまして、先ほど説明ありましたけれども、いずれも温泉施設設備の基幹的なものであり、利用者にご迷惑が掛からないよう、早期に対応する必要があると判断して専決処分したところでございますが、まず、この濾過機の故障につきましては、4月5日の朝でございますけれども、男風呂用の濾過機が破損し、使用不能になったと、株式会社新ないえ温泉から連絡があったところでございまして、早速、我々ふるさと商工課と建築係と現地を確認させて頂きました。

そうしましたら、蓋が破損していたんですけれども、それは、濾過機の保守点検を行っている業者に確認をしましたところ老朽化による破損であり、修復不可能であると。

それで本体の更新が必要であると判断したところでございます。

更に、女風呂用と露天風呂用も同時期の製品でございまして、同様に故障する可能性が高いということから合わせて更新が必要な状況であるということを確認し、業者に見積もりを依頼したところでございます。

4月6日午後、その対応について再度、株式会社新ないえ温泉と協議を致しまして、4月11日に業者から見積もりを頂いたところでございます。

濾過機につきましては、ご承知のとおりでございますけれども、お風呂のお湯を循環する上では重要な役割をするものであり、これらの製品につきましては、製造、納品等に1カ月を要するというようなことから、これにつきましては、早急に対応する必要があるということと判断し、専決処分をしたところでございます。

また、業務用冷凍庫につきましてはでございますけれども、これも4月6日の午後、温泉とその濾過機修繕の協議をしている時に、業務用冷凍庫が故障し、使用不能になったという報告を受けたところでございます。

冷凍庫につきましては、その使用不能になる1週間ほど前から、電源が落ちるといった不具合が生じていた。

その後、使用不能になったということとございまして、業者にその原因を調べて頂いたところ、冷凍庫の根幹でありますコンプレッサー自体が経年劣化により故障し、交換が必要ということが判明したとのことでございます。

その4月8日に業者に対しまして、我々故障の原因ですとか対処法等について、確認致しまして、その対応について協議をしておりました。

冷凍庫につきましては、平成6年に設置したもので、耐用年数が経過しております。

本体そのものを入れ替えということも検討しましたがけれども、コンプレッサーの交換により、今後も使用していくことが可能であるというような判断を致しまして、修繕をすることとしました。

なお、この冷凍庫につきましても、食品の衛生管理の面からも早急に対応していかなければならないというような判断をしまして、専決処分をしたところでございます。

これにつきましては、4月21日、全て復旧したというような状況になっております。よろしくご理解の程をお願い致します。

●議長

6番森岡議員。

●6番

今、詳細な説明を頂きまして、この温泉施設の存続に対する町長の基本的姿勢が、3月の議会の時の経営診断の時の説明で理解しているつもりなので、中身については理解をしたいと思っておりますけれども、それで、今、濾過機の方の話で1カ月かかるというような話もありましたけれども、今工事の方は現状、町で責任を持ってやっているということに伺ってますけど、工事の進捗具合というか、連休にかけてどうなっているのか、そのところを説明して下さい。

●議長

ふるさと商工課長。

●ふるさと商工課長

只今の森岡議員のご質問でございます。

進捗状況ということでございますが、早速、契約をさせて頂きまして、取りかかっておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、製造、納品といったことが1カ月ちょっと掛かるというふうに聞いております。

それで、このゴールデンウィークをはさみますけれども、そういった経緯から5月の中旬にはというふうに、聞いておりますけれども、いずれにしましても、その製造の状況ですとか、こちらに、道内にないものですから、搬入の状況ですとかというのを含めますと若干、スケジュールが変わってくるのかなと思っておりますが、いずれにしましても早急に対応出来るようにということで、業者の方にもその旨申し上げながら、進めているところでございますので、ご理解の程をよろしくお願い致します。

●議長

その他質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時24分)

●議長

日程第6、議案第3号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

16頁をお開き下さい。

議案第3号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」

平成28年度奈井江町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,721万6千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,401万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成28年4月26日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。

18款繰入金6,721万6千円を追加し3億9,456万5千円、歳入合計6,721万6千円を追加し48億5,401万円。

歳出、4款衛生費6,590万円を追加し7億5,148万8千円、7款商工費131万6千円を追加し9,381万6千円、歳出合計6,721万6千円を追加し48億5,401万円であります。

第2表、債務負担行為補正、追加であります。

事項は、ホテルシステム更新事業で、期間が平成29年度から平成32年度、限度額が774万6千円であります。

補正予算の内容につきまして、歳出より説明致しますので、19頁をお開き下さい。

衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費では、サービス付高齢者向け住宅の整備に伴う工事費、工事監理委託費として、病院事業会計への繰出金6,590万円を追加計上。

商工費の観光費では、改善センター、屋内体育センターの維持管理に要する経費として、光熱水費29万9千円、施設外周草刈、カメムシ駆除、清掃等々、管理業務の手数料として72万2千円、合計102万1千円を追加計上するとともに、温泉施設に要する費用として、防火ドア修繕料28万8千円、備荒資金組合の資機材譲渡事業を活用し更新するホテルシステムの償還金利子として7千円、あわせて29万5千円を追加計上致しております。

18頁をお開き下さい。

以上における歳入歳出の差6,721万6千円については、歳入予算におけます、財政調整基金繰入金を同額追加計上を行い、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番森岡議員。

●6番

只今説明のありました28年度の一般会計補正予算の第2号でありますけれども、中身の中で、これも温泉に関わる部分で、消防法に係るとかなんとかで設備の改善が必要だということも聞いておりますが、今回この債務負担行為において、ホテルシステム更新事業ということで、774万6千円ということが補正になっておりますけれども、これの中身について少し説明を頂きたいと思っております。

●議長

ふるさと商工課長。

●ふるさと商工課長

只今の森岡議員のご質問でございますが、ホテルシステムの内容ということでございますが、このホテルシステムにつきましては、ホテル全般の業務処理ということでございますけれども、宿泊の予約管理ですとか、フロント、入館者管理ですね、ですとか、顧客の管理、レストラン、売店等の売り上げ管理、仕入れの管理、売掛の管理、会計管理と多岐に渡っての業務処理を行っているというような状況でございます。それらが、日計表、月計表、年間の集計表というような形で、各帳票に反映されているというような内容になっているところでございます。

以上です。

●議長

6番森岡議員。

●6番

中身については、分かりました。

それで、今、このシステムの現状は壊れて使えなくなっているのかということが一つと、それと、こういうパソコンにおけるソフトとか、ちょっと価格については、自分はあまり詳しくないんですが、今の当町の温泉の状況を鑑みる中では、こういう言い方がいいかどうか分かりませんが、必要最小限の本当に必要なものだけが入ったシステムがあればいいんだろうなという自分は判断をしているんですけども、このことについて、この金額が妥当なのか、このソフトの中身が、その辺についてどのように考えているか、もう1点お伺い致します。

●議長

ふるさと商工課長。

●ふるさと商工課長

只今の森岡議員のご質問でございますけれども、システムが現状どうなっているのかということでございますが、これにつきましては、3月29日に、温泉と交渉している中で、3月27日に故障、システムがダウンしたという報告を受けているところでございます。

これにつきましては、現状、システムが起動しないものですから、先ほど言ったような業務については、手作業でやっているというふうな報告も聞いているところでございます。

そのシステムにつきましては、我々も内容、最初に見て頂いたシステム会社ですとか、

そういったところに内容等々を聞きましたけれども、やはり今システムという部分では、それぞれ連動しているというようなことで、簡素な入力によって、先ほどいったような業務処理というものに反映をしていくというようなことになっておりまして、これら进行处理の上では、重要なものが必要なものだというふうに思っているところでございます。

価格につきましても、確かにこの今は債務負担行為で申し上げた額ということで、これは、当初に確認をしている額でございますけれども、現在、業者間による見積もり合わせ等々行いながら、その使用なりを精査しながら、進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

よろしいですか。

その他ございませんか。

(なし)

●議長

ないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時33分)

●議長

日程第7、議案第4号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 21 頁をご覧ください。

議案第 4 号「平成 28 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）」

総則、第 1 条、平成 28 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第 2 条、平成 28 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（3）建設改良事業の自動眼圧計外で 1 億 3, 741 万 2 千円を追加し 1 億 4, 207 万 7 千円とする。

資本的収入及び支出の補正、第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第 1 款資本的収入、1 億 3, 741 万 2 千円を追加し 2 億 1, 137 万 8 千円。

支出、第 1 款資本的支出、1 億 3, 741 万 2 千円を追加し 2 億 5, 653 万 1 千円とするものであります。

平成 28 年 4 月 26 日提出、奈井江町長。

今回の補正予算につきましては、サービス付高齢者向け住宅の整備に係る費用であります。

資本的支出より説明致しますので、23 頁をお開き下さい。

資本的支出、建設改良費の資産購入費では、備品購入費で 870 万円を追加計上。

改良工事費では、工事費で 1 億 2, 611 万 2 千円を追加計上。

委託料では、工事監理委託費で 260 万円を追加計上致しております。

資本的収入の負担金では、病院改修工事に係る財源として一般会計負担金で 8, 660 万円、国・道補助金で 5, 081 万 2 千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では 4, 764 万 8 千円の赤字、繰越実質収支では 1 億 5, 112 万 9 千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

6 番森岡議員。

●6 番

只今提案ありました、特に病院の今回、町が最も力を入れてCCRC事業として取り組むサービス付高齢者向け住宅の改修事業が主な内容でありますけれども、昨日、追加資料も頂きまして、函面等頂きましたけれども、2月3月頃に、病院の方で委員会等もありまして、その当初、たしか私の記憶が正しければ、改修経費は大体8千万ぐらいかなというような話があったのかなと、これはちょっと公式か非公式かちょっと忘れましてけれども、その中で今回、充実してね、より良いものを整備をして頂けるということで、最終価格、整備価格で1億2千万なにかしなんですけれども、最終的にどのようなところをつめたのかということと、どういう利便性を持った施設を目指してこの改修をするのかということについてお尋ねを致します。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の森岡議員のご質問にお答えをしたいと思います。

設計金額ということで、当初より増額というようになってございますけれども、議員のお話の通り、入居者の方々がより快適にお過ごしを頂くためにということと、十分内部で協議をさせて頂き、その結果、今回、まず何点か追加をさせて頂いたと申しますか、設計の見直しをさせて頂いたところでございますけれども、まず1つは、各入居室ですとか、食堂等々に冷暖房設備を設置をさせて頂くということでの追加をさせて頂いたこと、それと、入居室のトイレでございますけれども、入居されている方で、車いすでいらっしゃる、お過ごしになられる方に対する配慮ということで、トイレのドアを折り畳み出来るドアに変更させて頂いたということで、その部分が通常のドアよりはかなり高額になるという部分がございます。

それともう1点は、28年度の北海道の建築単価が27年度と比較しまして、まだ最終的には確定的な数値は頂いてはいないんですけれども、その部分、約4%部分を考慮しまして増額をさせて頂いたというところで、今回の設計金額が増額になったということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

6番森岡議員。

●6番

より過ごしやすい施設整備ということなので、中身については理解をしたいと思います。

それで、ちょっと心配しているのが、3階の実際工事、これから入札があつてでしょうけど、工事が始まる段階におきまして、当然、2階には入院施設があります。

それで、2階から下は病院機能ですから、その中で3階で結構大掛かりな工事になると思うんですけれども、例えば入院患者さんや、働いている職員の皆さんにストレスに

なるようなことはないのかなということを少し心配している部分がありますけれども、その辺はどう考慮されますか。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

森岡議員の2点目のご質問でございます。

議員のご発言のとおり、3階で工事を致しますと、当然音の問題ですとか、ほこり等々の問題が懸念されるところでございますけれども、今回、今のところ設計業者さんとお話をさせて頂き、お聞きをしている中では、今回躯体を、例えば躯体を削るとか、そういう大掛かりな工事にはならないだろうということで、音を、騒音等は出ますけれども、そう大きな音は出ないのではないだろうかという話があります。

ただ、少なからずとも、そういった工事ですから、当然、2階の入院患者さんにも影響する部分はあるかというふうには思っておりますが、今後、工事発注後におきまして、十分その2階に影響する部分を、期間ですとか、その後進め方何かについては、十分協議をした中で、入院患者さんには影響しないような十分の配慮をした上のスケジュールとして、組んでいかなければならないと思っておりますし、ほこり等々についても、しっかり養生をした中で、影響のないような形を取っていきたいと思っております。

病院施設でございますので、当然、衛生面、非常に大事な部分でございますので、そこは十分配慮していきながら、進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

ないようですので、質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時42分)

●議長

日程第8、議案第5号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の24頁をお開き下さい。

議案5号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」であります。

43頁をお開き下さい。

平成28年4月26日提出、奈井江町長。

本案については、地方税法の一部改正に伴い、町税条例及び都市計画税条例の一部を改正しようとするものであります。

概要につきまして、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

議案第5号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」について、ご説明を致しますので、臨時会資料3頁、資料3をご覧を頂きたいと思致します。

今回の改正につきましては、国が決定を致しました平成28年度の税制改正に伴うものでございまして、主な改正内容と致しまして、1の個人住民税関係では、平成30年度から34年度分に限り、自己治療・自己服薬のため購入した特定一般用医薬品等の購入費が、1万2千円を超える場合、特定健康診査、予防接種など、健康の保持増進の取り組みを行っているときに、8万8千円を限度に、総所得額等から控除する制度を創設するものでございます。

次に、2の法人住民税関係では、平成29年4月から予定をされている消費税率1

0%段階での、地域間の税源の偏在是正、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率の改正を行うものでございます。

当町では、従前より、制限税率を適用しており、今回の改正により、法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げるものでございます。

また、この改正と同時に、法人住民税の引き下げ相当分を交付税の原資とするため、国税であります地方法人税の税率を4.4%から10.3%に引上げることとなっております。

次に、3の固定資産税・都市計画税関係では、都市再生特別措置法に基づく認定誘導事業者が取得する公共施設や、太陽光パネルなどの再生可能エネルギー発電設備に対する課税標準について、「わがまち特例」を導入した上で、適用期限を2年延長するものでございます。

次に、4の軽自動車税関係では、消費税率10%引き上げ時に、自動車取得税を廃止し、新たに環境性能割を創設するものでございます。

税率につきましては、電気自動車等は非課税ですが、各車両の性能に応じて1%又は2%となっており、当分の間は、町に代わって、道が賦課徴収等を行うこととなっております。

4頁をお開き願います。

このほか、軽自動車税では、税率の改正はございませんが、条例に規定する名称を種別割に変更するなどの規定の整備、環境性能の高い軽4輪車等を対象に、平成27年度に創設されたグリーン化特例を1年延長するものでございます。

次に、5の国民健康保険税関係についてですが、国では、被用者保険の仕組みとのバランスを図るため、平成26年度から3年連続で、課税限度額の引き上げを行ったところでございますが、当町では、加入世帯の負担軽減を図るため、昨年も1年遅れで改正を行っており、今年度については、27年度の基準にあわせて、基礎課税額1万円、後期高齢者支援金等課税額1万円、介護納付金課税額2万円、合計4万円増の85万円に引き上げるものでございます。

また、低所得者に対する軽減判定所得の基準につきましては、国の28年度改正の内容と同様に、5割軽減と2割軽減の双方について、加算額の引き上げを行い、低所得者に対する負担軽減対策の拡充を図るものでございます。

次に、6のその他では、延滞金の見直しと致しまして、個人又は法人の町民税において、当初の申告後、減額の更正が行われ、その後、更に増額の更正が行われた場合、当初の申告額に達するまでの部分については、延滞金の計算期間から控除するものでございます。

また、軽自動車税の名称変更に伴う規定を整備するため、平成26年改正附則の改正、町たばこ税の改正に伴う経過措置の規定整備のため、平成27年改正附則の改正などを行うものでございます。

次に、7の施行期日についてでございますが、延滞金の見直し等が平成29年1月1日、法人町民税、軽自動車税等が平成29年4月1日、医療費控除の特例の創設等が平成30年1月1日、これら以外の規定につきましては、公布の日から施行し、平成28

年4月1日から適用することとさせていただきます。

以上、奈井江町税条例等の一部を改正する条例の主な改正点につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時50分)

●議長

日程第9、議案第6号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の44頁をお開き下さい。

議案6号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次頁をお開き下さい。

平成28年4月26日提出、奈井江町長。

本案につきましては、子ども・子育て支援法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部改正を行おうとするものでございます。

概要につきまして、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

改めまして、おはようございます。

議案第6号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、概要をご説明させていただきます。

説明は、資料を使って致しますので、資料の46頁をご覧頂きたいと思っております。

別表第2の備考第2項の表で示す保育料では、国の規則等の改正において、対象となる母子世帯等及び障がいのあるお子さんがいる世帯などについて、第3階層を半額、そして第4階層の内、所得割課税額77,101円未満の区分を追加し、その階層においても保育料を半額としたことから、認定こども園保育料においても、保育料の軽減を図るため、改正を行おうとするものであります。

下段の第3項では、2人以上お子さんのいる多子世帯の軽減措置について整理をしております。

国の規則等の改正において、所得割課税額が57,700円未満の世帯の第2子目を半額としたことから、第4階層のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯から第8階層までの世帯において、これまで通り町の施策において、保育料の軽減を図るため、改正を行おうとするものであります。

47頁をご覧下さい。

中段の第5項では、今ほど申し上げました、国の規則等の改正により、所得割課税額が57,700円未満の世帯で、第2子目を半額としたことから、条文の追加を行おうとするものであり、また、第6項では、多子軽減措置として、別表第2の備考第2項の対象となる世帯において、国の規則等の改正により、所得割課税額が77,101円未満の世帯における第2子目を無料としたことから、条文の追加を行おうとするものであります。

第7項・第8項におきましては、新たに2項を追加したことによる繰り下げを行おうとするものであります。

以上、奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。

よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時54分)

●議長

日程第10、議案第9号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の49頁をご覧下さい。

議案第9号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例」

次頁をご覧ください。

平成28年4月26日提出、奈井江町長。

本案は、子ども・子育て支援法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細について、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

議案第9号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、概要をご説明させていただきます。

説明は資料を使って致しますので、資料51頁をご覧ください。

第3条2項では、国の規則改正により、月の途中において、保育時間などの保育必要量の変更による保育料の取り扱いが規定されましたので、条文の追加を行おうとするものであります。

52頁をお開き下さい。

53頁にかけて、先ほどの議案第6号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例」の改正と同じく、国の規則等の改正により、母子世帯等及び障がいのあるお子さんがいる世帯などについての保育料及び、多子世帯についての保育料の軽減措置を図るため、改正を行おうとするものであります。

以上、奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。

よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時57分)

●議長

日程第11、議案第7号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の46頁をお開き下さい。

議案第7号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成28年4月26日提出、奈井江町長。

本案につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、放課後児童支援員に小中一貫教育を行う資格者を追加するため、条例の一部を改正し、本年4月1日から適用しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第7号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時59分)

●議長

日程第12、議案第8号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の47頁をお開き下さい。

議案第8号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

次頁をお開き下さい。

平成28年4月26日提出、奈井江町長。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細について、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

議案第8号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきまして、概要をご説明させていただきます。

議案書47頁をご覧ください。

第7条では、小規模保育事業A型などの事業におきまして、2名以上の保育士配置とされているところがございますが、保育の受け皿が不足しているということに鑑み、国の規則等の改正により、保育士の数が1人となる場合、保育士1名に加え、同等の知識及び経験を有する者の配置を可としたこと、また第8条では、幼稚園教諭、小学校教諭などの資格を有する者を、保育士とみなせることから、条文の追加を行おうとするものであります。

第9条では、1日8時間を超えて開所する場合、保育士と同等の知識及び経験を有する者を、保育士とみなせること、そして、第10条では、第8条及び第9条により保育士とみなす者を適用する場合において、保育士は2/3以上、配置が必要であるため、条文の追加を行おうとするものであります。

以上、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。

よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成28年奈井江町議会第2回臨時会を閉会します。

大変にご苦労さまでした。

(11時02分)